

入 札 公 告

敦賀市学校給食センター新築に伴う厨房機器納入・据付について、次のとおり一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

敦 賀 市 長 米澤 光治

1 入札に付する事項

- (1) 物 件 名 敦賀市学校給食センター新築に伴う厨房機器納入・据付
- (2) 納入場所 敦賀市井川17号20番地 敦賀市学校給食センター・その他敦賀市指定場所
- (3) 概 要 別紙仕様書及び設計図書のとおり
- (4) 納入期限 令和9年6月25日（金）まで
- (5) 入札方式 一般競争入札（事後審査型）
- (6) 最低制限価格の設定 無

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 共通事項		入札公告日から入札書の提出期間の末日までの間において、次に掲げる条件を満たす者 ア 令和7・8年度敦賀市競争入札参加資格審査を受理された者 また、入札参加申請書の営業種目が大分類「58:機械器具類」中分類「2:厨房機器」を申請している者 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 ウ 福井県及び敦賀市において指名停止又は指名除外を受けている期間中でない者
(2) この入札に付する事項	ア 地域要件	福井県内に本店あるいは営業所を有する者
	イ 業種・等級・許可等	本店・営業所に常駐する社員が1級厨房技能士の資格を有しており、本物件に係る業務に配置できる者
	ウ 納入実績	過去15年間(2010年度から2025年度まで)に福井県内の2,500食以上の学校給食調理場（ドライ方式に限る）の厨房機器を一括納入した実績を有する者（PFI事業実績は含まない）

3 入札手続等の日程

手続等	期間、期日、期限等	手続きの方法等
設計図書等閲覧期間	令和8年2月13日（金）から 令和8年3月 3日（火）まで	担当課窓口にて閲覧
設計図書等に関する質疑の受付	令和8年2月16日（月）から 令和8年2月25日（水）まで	担当課に提出（様式第5号）
質疑に対する回答の公表	令和8年3月 3日（火）まで	敦賀市ホームページで公表
入札日時	令和8年3月 4日（水）午前9時00分	紙入札にて実施（様式第6・7号）
入札場所	敦賀市役所 3階 303会議室	
入札内訳書の提出	入札日時場所と同じ （「入札書」と同時に提出すること。）	

入札参加資格確認申請書等の提出依頼を受けた者の提出期限	令和8年3月5日（木）まで	担当課に提出（様式第1～4号）
資格確認通知	入札参加資格確認申請書等の確認後、結果を通知する。	
落札者決定通知	落札者に通知する。	

注）入札事務の担当課に持参する際の受付日時は、敦賀市の休日を定める条例（平成元年敦賀市条例第25号）第1条に規定する市の休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

4 入札参加資格確認申請時の提出資料

本件の落札候補者は、敦賀市教育委員会事務局学校教育課（学校給食推進室）へ次に掲げる書類を提出するものとし、参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者又は確認を受けられなかった者の行った入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 福井県内に本店あるいは営業所を有することを記載した書面：会社概要書（様式第2号）
- (3) 納入実績を記載した書面：納入実績調書（様式第3号）
- (4) 1級厨房技能士の資格を有する者の配置を記載した書面：配置予定技術者調書（様式第4号）

5 入札参加資格確認申請書等の提出及び確認

本件の落札候補者は、入札参加資格確認申請書等を上記4により提出すること。

なお、提出された入札参加資格確認申請書等を受け付け後、入札参加資格の確認について通知する。

6 入札内訳書の提出

数量、単価、金額等を明らかにした入札内訳書を提出すること。

7 設計図書等の閲覧

敦賀市教育委員会事務局学校教育課（学校給食推進室）窓口にて提供する。

8 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。その後、入札参加資格の確認を行ったうえで、落札決定を行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 支払条件（前払金）

前払金は適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号）第108条から第112条まで及び第131条から第134条までの規定に基づき、取り扱うものとする。

11 議会の議決

- (1) 本物件に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年敦賀市条例第13号）第3条に該当するため、落札後に仮契約を締結するものとし、議会の議決を得たときに限り当該仮契約を本契約とみなす。
- (2) 仮契約締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合には、市は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

12 その他

入札に必要な事項については敦賀市ホームページに掲載されているので必ず確認すること。

設計図書等に関する質疑及び回答は書面（様式第5号）にて行うものとする。また、入札書及び委任状は様式第6号及び第7号を使用するものとする。

13 担当課 敦賀市教育委員会事務局学校教育課（学校給食推進室）

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1-1 電話：0770-22-8149